

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課(分室)薬事審議会係 実行部
FAX 03-3503-1760 (医薬・生活衛生局総務課分室 FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関係する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- | | | |
|--|----------|--|
| <input type="checkbox"/> 受取無し | ※受取有りの場合 | <input type="checkbox"/> 平成26年度 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 50万円以下 | | <input type="checkbox"/> 平成27年度 |
| <input type="checkbox"/> 50万円超~500万円以下 | | <input checked="" type="checkbox"/> 平成28年度 |
| <input type="checkbox"/> 500万円超 | | |

* 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現職 徳島市病院事業管理者

氏名 曾根三郎

(記入要領)

1. 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料、商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に使途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の委嘱を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学生寄附金も含む。)を含む。
 なお、①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
 ②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。
 ③最も受取額の多い年度について回答する。
2. 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。(今回の申告では、26年度・27年度・28年度の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)
 複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。
3. 競合企業については、申請企業から申出があったものである。その妥当性については都合等において検討することとなるので、変更があり得ることについてご承知おき願いたい。

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課(分室)薬事審議会係宛
「印中」
FAX 03-3503-1760 (医薬・生活衛生局総務課分室 FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

受取無し

*受取有りの場合

50万円以下

平成26年度

50万円超~500万円以下

平成27年度

500万円超

平成28年度

* 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現職 弁護士

氏名 田島 優子

(記入要領)

- 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に使途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学生寄附金も含む。)を含む。
 なお、①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
 ②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。
 ③最も受取額の多い年度について回答する。
- 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。(今回の申告では、26年度・27年度・28年度の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)
 複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。
- 競合企業については、申請企業から申出があったものである。その妥当性については部会等において検討することとなるので、変更があり得ることについてご承知おき願いたい。

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課(分室)薬事審議会係 宛御中
FAX 03-3503-1760 (医薬・生活衛生局総務課分室 FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

 受取無し

※受取有りの場合

 50万円以下 平成26年度 50万円超~500万円以下 平成27年度 500万円超 平成28年度

※ 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現職 特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権理事

氏名 花卉十伍

(記入要領)

1. 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料・特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に使途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励として大学等に寄附されるいわゆる奨学生寄附金も含む。)を含む。
 なお、①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
 ②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。
 ③最も受取額の多い年度について回答する。
2. 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。
 (今回の申告では、26年度・27年度・28年度の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)
 複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。
3. 競合企業については、申請企業から申出があったものである。その妥当性については部会等において検討することとなるので、変更があり得ることについてご承知おき願いたい。

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課(分室)薬事審議会係 **奥御中**
FAX 03-3503-1760 (医薬・生活衛生局総務課分室 FAX)

寄附金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関係する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- | | | | |
|---|---|---|----------|
| <input type="checkbox"/> 受取無し | [|] | ※受取有りの場合 |
| <input type="checkbox"/> 50万円以下 | | | 平成26年度 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 50万円超~500万円以下 | | | 平成27年度 |
| <input type="checkbox"/> 500万円超 | | | 平成28年度 |

* 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現職 東京大学医学部政策医学研究科
 氏名 木浦 和也

(記入要領)

- 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、賃金・原稿料等その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に便益を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に振り当てられた額とする。なお、専門研究の奨励をして大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。
 なお、①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
 ②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。
 ③最も受取額の多い年度について回答する。
- 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。(今回の申告では、26年度・27年度・28年度の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)
 複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。
- 競合企業については、申請企業から申出があったものである。その妥当性については都合等において検討することとなるので、変更があり得ることについてご承知おき願いたい。

厚生労働省医療・生活衛生局総務課(分室)薬事審議会係 完了 御中
FAX 03-3503-1760 (医療・生活衛生局総務課分室 FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に關係する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

受取無し

50万円以下

50万円超~500万円以下

500万円超

※受取有りの場合

平成26年度

平成27年度

平成28年度

※ 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現職 東京医科歯科大学 教授

氏名 斎原真人

(記入要領)

1. 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に用途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。
 なお、①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
 ②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。
 ③最も受取額の多い年度について回答する。
2. 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。(今回の申告では、26年度・27年度・28年度の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)
 複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。
3. 競合企業については、申請企業から申出があったものである。その妥当性については部会等において検討することとなるので、変更があり得ることについてご承知おき願いたい。